

令和6年度 遊休資産活用支援事業について ～中心市街地エリア～

※予算の上限に達し次第、終了
※工事着手後、開業後は申請不可です

足利市役所 商業にぎわい課
TEL0284-20-2158

補助事業の内容

中心市街地エリアの遊休資産（空き家、空き店舗、空き倉庫など）を活用（*1）して、商業活動（*2）を行う個人・団体などに対して、出店にかかる経費を補助します。（補助金は後払いです。）

- *1 活用する物件の利用形態については、特に制限はありません。
ただし建築1年未満の新築物件は対象外になります。
（所有、賃貸、購入いずれも対象になります。）
- *2 商業活動・・・小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める業種
（雑貨・小物の製造販売、飲食店・喫茶店、衣服品小売等）

補助対象者

遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。

ただし、以下に該当する場合は補助対象者にはなりません。

- ・資本金額5千万円を超え、常時使用する従業員の数が100人を超える法人
- ・過去に「足利市中央商店街空き店舗活用対策支援事業費補助金交付要綱」又は足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金交付要綱による補助金を受けたことがある者のうち、補助金の返還請求を受けた者又は交付確定を受けた日から3年以内に廃業した者
- ・市税の滞納がある者
- ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化にある団体の者

補助対象事業

補助対象者が遊休資産を活用して行う事業のうち、当該事業が以下のすべてに該当することが必要です。

- 小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める業種であること
- 市外に本社又は本店を有するフランチャイズ店及びチェーンストア方式による事業形態ではないこと
- 中心市街地エリア内における移転ではないこと
- 3年以上継続しようとするものであること
- 5日/週かつ5時間/日以上 の営業を行う事業であること
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく営業許可を要する業種ではないこと

補助対象区域(別紙参照)

- 県道桐生・岩舟線沿道のミリオン商店街振興組合から通4丁目商業会までの沿道
- 足利学校及び鑲阿寺周辺の石畳道路沿道
- 市道織姫参道相生通りの織姫神社前交差点から足利小山信用金庫本店前交差点まで(通称、北仲通り)の沿道
- 県道飛駒・足利線の足利小山信用金庫前交差点から県道足利・千代田線の中橋北交差点までの沿道
- 通1丁目交差点から国道293号と市道大町2号線との交差点までの沿道
- 市道大町2号線沿線の国道293号との交差点からグランド通りとの交差点までの沿道
- 市道グランド通り沿線の市道大町2号線との交差点から県道桐生・岩舟線との交差点までの沿道
- 県道足利停車場線のJR足利駅との交差点から県道桐生・岩舟線との交差点までの沿道
- 県道桐生・岩舟線と市道伊勢町3丁目6号線の交差点から市道伊勢町1丁目5号線の交差点までの沿道
- 市道伊勢町1丁目5号線と県道足利停車場線の交差点から市道伊勢町1丁目5号線と市道伊勢町3丁目6号線の交差点までの沿道

※区画整理エリアに該当する場合があります

※上記エリア以外は、申請から交付までの流れが異なります。



補助対象経費について

開業に係る経費が補助対象経費となります。代表的なものは以下の項目です。

- (1) 改修工事費
- (2) 機械購入・設置費
- (3) 店舗看板作成・設置費
- (4) 店舗什器・備品購入費
- (5) 販促・PR費

※家賃、仕入費、消耗品などのランニングコストや消費税、補助金交付決定前に支払をしたものは補助対象外となります。

募集期間について

この補助金は申請金額が予算の上限に達し次第、終了となるため、募集期間を設けて、補助金の申請を受付しています。日程の詳細については下記の市広域ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000304/p002605.html>

QRコードはこちら ▶



補助金申請から交付までの流れ

①事前のご相談(予約制)



②活用物件の事前確認等
市役所関係部署への確認
地元商店会への挨拶



③申請書類の提出(申請者⇒市)
※3月末までに全てが完了する計画



④管理委員会
(申請者がプレゼンテーションを行う)



⑤補助金交付決定通知(市⇒申請者)



★注意
交付決定日より前に支払った
経費は補助対象にはなりません。

⑥開業(申請者)



⑦事業完了届等提出(申請者⇒市)
※開業後速やかに提出する必要があります



⑧店舗視察



⑨補助金交付確定通知(市⇒申請者)



⑩補助金の交付(市⇒申請者)

★注意
店舗視察、補助金交付確定通知までが申請年度の3月の最終営業日までに完了する必要があります。

補助金申請から交付までの流れ

②活用する土地、物件等の事前確認

- ・ 申請の前に、活用する土地や物件の商業的活用について、足利市都市政策課、建築・住宅政策課へ事前相談や届出の必要性等を判断するため、事前確認を行います。
- ・ 「配置図(敷地と物件の位置関係がわかるもの)」、「平面図」、「対象物件の写真等」を用意し、提出して下さい。

(注意事項)

※物件や利用する土地によっては、店舗利用ができない場合があります。

※関係法令等の順守に努めてください。

※追加で資料の提出を求める場合があります。

※事前相談や届出の必要性があると判断された場合、申請まで時間がかかります。

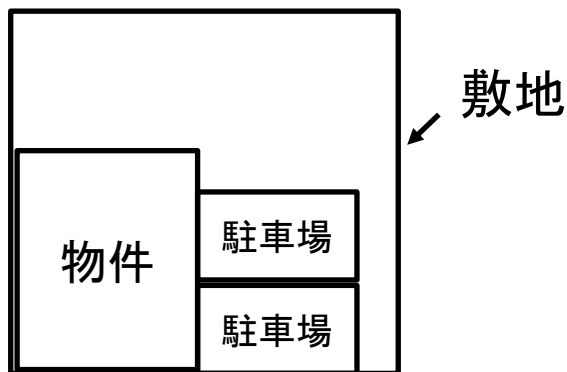
補助金申請から交付までの流れ

②活用物件の事前確認等

提出いただく配置図・平面図のイメージ

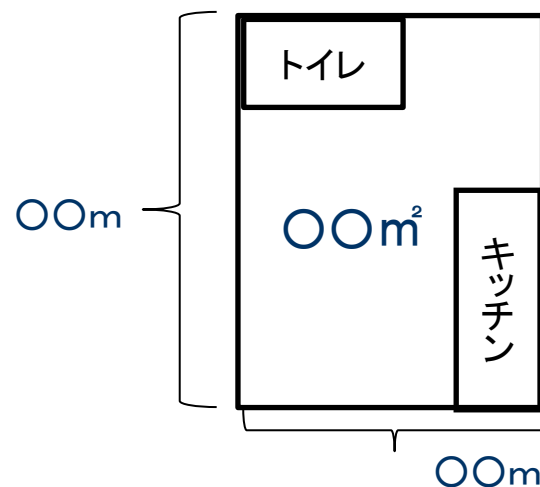
配置図

敷地と物件の位置関係が分かる図
店舗だけでなく、駐車場の利用範囲も示してください。



平面図

- ・物件の現状のレイアウト図(建物全体)※店舗面積も記入されているもの
- ・開店後のレイアウト図



補助金申請から交付までの流れ

②活用物件の事前確認等

提出いただく対象物件の写真等のイメージ



※対象物件が明確にわかるような写真を提出してください。

補助金申請から交付までの流れ

②市役所関係部署への確認、地元商店会への挨拶

申請の前に、市役所関係部署への確認、地元商店会への挨拶をお願いいたします。

消防本部予防課：消防法等に関する確認（＊１）

市街地整備課：区画整理事業に関する確認

出店地区の商業会会長：出店に関する挨拶

＊１ 時間を要する確認や手続きもあります。場合によっては出店できない可能性もありますので、早めのご相談をお願いいたします。また、市役所関係部署で確認をする際は、補助金の申請で相談に来たことを窓口で必ずお伝えください。

補助金申請から交付までの流れ

②市役所関係部署への確認、地元商店会への挨拶

(活用する物件、土地等の事前確認で事前相談が必要となった場合)

都市政策課都市政策担当: 景観法、風致地区、屋外広告物などの確認(*1)

開発指導担当: 開発許可に関する確認(*2)

- *1 工事着手30日前までに届出が必要なものなどもありますので、早めにご対応いただくようお願いいたします。また、補助金の申請で相談に来たことを窓口で必ずお伝えください。
- *2 開発指導担当へ事前相談を行う場合、事前にご準備いただく資料があります。詳細は市公式ホームページをご確認ください。

URL:<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/urban/000063/000341/p002884.html>



補助金申請から交付までの流れ

③申請書類の提出

申請書類

1. 交付申請書
2. 事業計画書
3. 誓約書
4. 法人の場合: 商業・法人登記事項証明(発行から3か月以内)
個人の場合: 本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票のいずれか)
5. 市税を滞納していないことを証する書類(発行から1か月以内)
6. 遊休資産の現状写真
7. 開業後の外観・内装イメージ図

(該当する場合に提出するもの)

8. 融資申込書の写し、9. 物件契約書、10. 定款又は規約等、11. メニュー案、12. 開発許可等に関する事前相談の相談表の写し、13. 景観区域内行為届出書、14. その他関係法令に関する申請書の写し等

補助金申請から交付までの流れ

④管理委員会

「足利市中央商店街等遊休資産活用支援事業費補助金管理委員会」において、管理委員との面談を受けていただきます。

※面談は、申請書類提出後、2週間～1か月半程度（目安）で開催します。詳細は別途お問い合わせください。

※面談後、（補助金が交付される場合は）
「補助金交付決定通知書」を通知します。

補助金申請から交付までの流れ

④管理委員会について

(評価のポイント)

- ①ターゲットの明確化
- ②独自の強み
- ③開業計画の精度
- ④売上計画の妥当性
- ⑤出店地の選考理由

(他の場所との比較や近隣の同業他社等について)

補助金申請から交付までの流れ

④管理委員会について

「地域に定着し、店舗経営を継続させていくことを
どれだけ真剣に考えられているか？」が
カギになります。

○主な支援機関

足利商工会議所 足利市通3丁目2757

栃木県信用保証協会足利支所 足利市南町4254番地1

補助金申請から交付までの流れ

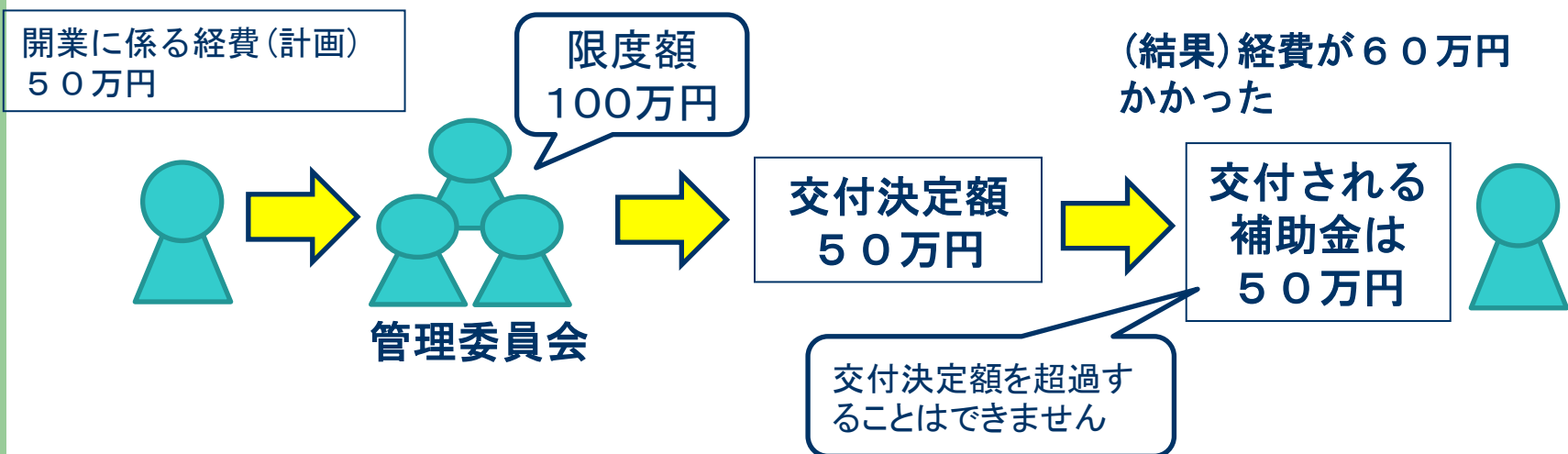
④管理委員会について

「足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金管理委員会」での選考(面談)を経て、補助限度額を決定します。(審査員が事業を採点します。)

《補助限度額》

合計点数が	60%未満/満点・・・	20万円
	60%以上/満点・・・	30万円
	70%以上/満点・・・	50万円
	80%以上/満点・・・	70万円
	90%以上/満点・・・	100万円

補助限度額について



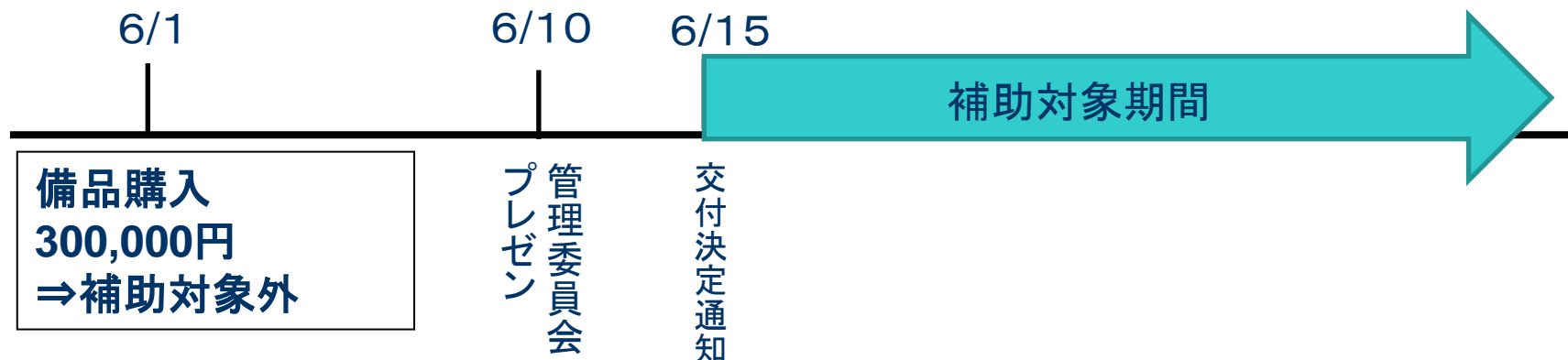
⑤補助金交付決定通知書

【注意点】

「補助金交付決定通知書」の通知日以前に支払った経費は、補助対象外です。

補助金の交付決定日は申請月の翌月中旬を予定しております。詳しい日程については、別途お問い合わせください。

また、工事着手については、関係法令の手続き終了後をお願いいたします。



補助金申請から交付までの流れ

⑥開業 ⑦事業完了届等提出

開業準備を進め、3月末までに店舗を開業し、事業完了の届出を行ってください。

提出書類

1. 事業完了届
2. 「開業に係った経費」の支払を確認できる書類の写し(*1)
(補助金交付決定額に関わらず、全てご提出ください)
3. 開業後の店舗写真(外観及び内装)
4. 賃貸借契約書や融資の申込書等(申請時に提出していなかった場合)

*1 内訳や明細書等の提出を求めることがあります。

補助金申請から交付までの流れ

⑧店舗視察

開業を確認後、申請時の事業計画（業種、商材、店舗イメージ等）と逸脱がないか、店舗を視察し確認します。

視察後、事業内容等に対して異議が出た場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

※申請書類や面談の段階で、計画を誇張してしまうと、このような事態になる可能性があります。

補助金申請から交付までの流れ

⑨補助金確定通知 ⑩補助金の交付

店舗を視察し、良好と判断出来た場合は、
「④管理委員会」での評価と、
⑦の「開業にかかった経費」の実績額をもとに、
最終的な補助額を確定し、
⑨「補助金確定通知書」を通知後、補助金を交付します。

補助金の返還について

- ①開業後、1年未満で廃業・移転した場合や
事前に届け出なく休業した場合
- ②事業計画と明らかな逸脱が見受けられる場合
(営業日数・営業時間等含む)
- ③申請内容に虚偽があった場合
- ④法令等に違反している場合 など

足利市に補助金を返還していただきます。